



水俣市移住定住
公式HP

令和7年度 水俣市移住定住関連施策のご案内

水俣市への移住をご検討している方に、様々な支援策を設けています。

ご自身での利用はもちろん、ご家族・お知り合いの方にも是非ご紹介ください！

※各制度とも要件があります。また予算に限りがあるため、ご興味のある方は下記問い合わせ先までご相談ください。



水俣市
空き家バンクHP

No.1 水俣市移住定住お試しハウス

水俣市への移住を目的に、移住後の住居や仕事探し等の「**移住活動**」を行う方が無料で利用できる短期滞在施設があります。

※移住を検討されている方が利用できる施設で、観光や各種体験等を目的とした滞在では利用できません。

- 利用対象者 ①水俣市外に住所がある方
②水俣市への移住を検討している方

- 利用期間 1回の申請につき1週間以内
(年に2回まで)



詳細はこちら

No.5 水俣市就業・創業者等転入支援奨励金

水俣市に転入し、**市内の企業に就職、市内で創業、事業承継又は新規就農する方**に、奨励金を交付します。

- 交付額 単身者の場合：**5万円** 2人以上の世帯の場合：**10万円**

※就職の場合、就職先企業からの就業証明が必要となります。

※創業の場合「特定創業支援等事業」の支援を受けることを誓約することが必要となります。

※事業承継の場合、公的支援機関から事業承継に係る支援を受けている、又は受けることを誓約することが必要となります。

※新規就農の場合、戸北地方農業振興協議会から新規就農に係る支援を受けている、又は受けることを誓約することが必要となります。



詳細はこちら



No.2 水俣市若年層住居取得応援奨励金

市内に新築住宅または中古住宅を取得した39歳以下の方に奨励金を交付します。

1. 新築住宅（建売住宅含む）の取得	50万円
2. 住宅の新築を水俣市内に本店を有する事業者が建築した場合、1への加算金	50万円
3. 中古住宅の取得	20万円



詳細はこちら



No.6 水俣市結婚新生活支援補助金

結婚を機に水俣市内に居住されるご夫婦に対し、**婚姻を契機に発生した住宅取得費用、住宅リフォーム費用、住宅賃借費用、並びに引っ越し費用**に対し補助金を交付します。

○補助金額

- ①結婚時点で夫婦共に29歳以下の世帯 **上限額：60万円**

- ②結婚時点で夫婦共に30歳以下の世帯 **上限額：30万円**

- ③結婚時点で夫婦共に31歳以下の世帯 **上限額：20万円**

- ④結婚時点で夫婦いずれかが39歳以下の世帯 **上限額：10万円**

※世帯所得等によって補助上限額が異なります。詳細についてはホームページをご確認ください。



詳細はこちら



No.3 水俣市移住支援金

東京圏（※）から水俣市へ移住し、熊本県が運営するマッチングサイト「ワンストップジョブサイトくまもと」に移住支援金の対象として掲載されている求人に就業された方、または熊本県が実施する起業支援事業により起業支援金の交付決定を受けた方などに移住支援金を交付します。

（※）東京圏：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

- 交付額：①単身での転入の場合・・・**60万円**

- ②2人以上世帯の場合・・・**100万円**



詳細はこちら



No.7 水俣市空き家リフォーム等補助金

市内の空き家を取得し、入居する際の**リフォーム工事及び家財道具処分**に対し、補助金を交付します。

○補助対象者

- ①空き家所有者で、②に空き家を売却、贈与又は賃貸する個人

- ②新たに空き家に入居（売買、贈与又は賃貸）する個人

○対象経費

- ①空き家のリフォーム工事

- ②空き家に付随する家財道具の処分

○補助額等

- 対象経費総額の**4分の1 上限額：25万円**

※千円未満切り捨て

※水俣市空き家バンク登録物件は5万円を加算



詳細はこちら



No.4 水俣市若者人材確保奨学金返還支援補助金

水俣市に転入し、市内の事業所に就業または創業した方で、奨学金の返済を行う方に補助金を交付します。

※申請年度において30歳以下の方が対象です。

- 交付期間 補助資格の認定日の翌月から起算して60か月（5年間）又は、奨学金の繰り上げ等による完済及び免除される日の属する月のいずれか早い月まで

- 交付額 1か月あたりの奨学金返済額の**3分の1**

上限：月額5,000円 ※千円未満切り捨て



詳細はこちら



No.8 水俣市市産材利用促進事業補助金

水俣市の**市産材（木材）を利用して住宅や店舗を建築**する個人に対し、補助金を交付します。

○対象経費

- 市産材を構造材として8割以上使用する住宅又は店舗の新築・改築・増築（水俣市内の事業者が発注すること）

※増築・リフォームは延床面積が10㎡以上に限る。

○補助額等

- 延べ床面積**1坪あたり2万円 上限額：200万円**

※千円未満切り捨て



詳細はこちら



問い合わせ先：No.1～7・・・水俣市地域振興課（0966-61-1607） No.8・・・水俣市農林水産課（0966-61-1635）